

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び  
関係委託者の意見聴取に関する公示

山形地方労働審議会一般公示第1号

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行う  
に当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、  
意見を聴取するので、山形県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする  
委託者であつて意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和8  
年2月4日までに、山形地方労働審議会（山形市香澄町3丁目2番1号山交ビ  
ル3階 山形労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年1月14日

山形地方労働審議会

会長 砂田 洋志

## 意 見 書

令和8年1月14日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

### 記

(意見を記載してください)

令和 年 月 日

提出者

住所

氏名

職業

山形地方労働審議会

会長 砂田 洋志 殿

(注意 本様式でなく任意の様式でもかまいませんが意見及び提出者住所、氏名、職業は必ず記入して下さい。)